

合併・買収における「のれん」の取扱いについて

のれんの規則的な償却を行うという同基準の考え方は維持したとしても、企業結合年度末（初年度）に、全額減損処理を行えることを明確化すべき。すなわち、のれんの減損処理を初年度に行い得ることは、本指針上、明確なルールとして明示されていないため、「固定資産の減損に係る会計基準」に従って、のれんの全額減損処理を初年度に行い得ること、またその具体的な指針を明確に盛り込む形で修正すべき。

- 同基準の意見書（平成 15 年 10 月 31 日、企業会計審議会）において、
「のれんは『固定資産の減損に係る会計基準』の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、『固定資産の減損に係る会計基準』に従った減損処理が行われることになる」と明記しており、多額のプレミアムが支払われた場合に初年度の減損処理を行えることなどを例示している。
- 実際、適用指針（パラ 77(3)）では、「減損処理以外の事由でのれんの償却費を特別損失に計上することはできない」としており、論理的には、減損処理を行えば、販管費ではなく特別損失に計上することを認めている。

以上